

令和2年度3月分

企画・財政関係

件名	住民税を申告する際の添付書類について
内容	<p>年金収入などだけなので、確定申告が不要の範囲内でしたが住民税の申告が必要なため課税課へ行ったら源泉徴収票の原本を提出してくださいと言われました。</p> <p>市には支払報告書等が届いているはずなのに、原本を提出してくださいとは何と理不尽なことでしょう。コピーでも良いというならまだしも原本を出せとは何ということでしょう。</p> <p>市長にお願いしたいのは、他の自治体のなさりようを詳しく調べて参照にして、市民に理不尽な余計な負担をかけないように、課税課を適切に指導するようお願いします。</p>
回答	<p>日頃より市政への御理解、御協力を賜りありがとうございます。</p> <p>このたびは、個人市民税・県民税申告書を提出する際に、不快な思いをされたことについてお詫び申し上げます。</p> <p>御指摘の事項について確認したところ、個人市民税・県民税申告書につきましては、所得税の確定申告と同様に、公的年金等に係る源泉徴収票の提示・添付を省略することが可能となっておりますが、個人年金に係る証明書類につきましては、提示・添付の省略をすることができないため、書類の提出をお願いしているところです。</p> <p>しかしながら、本件につきましては、公的年金等の源泉徴収票の提示・添付を省略できるにもかかわらず提出を求めたもので、職員の認識不足による誤った対応により、御迷惑をおかけしたことについて重ねてお詫び申し上げます。</p> <p>今後、同様の事例が発生しないよう、再発防止等に努めるとともに、職員の指導、育成に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>(関係課：課税課)</p>